

# 親と子のハンドブック

## にこにこ

令和7年4月改訂版



瑞浪市役所

令和7年4月

○ こども家庭課 TEL 0572-68-2114

内容に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

瑞 浪 市

## 知っておきたい情報・制度

## 誕生から入学まで

## もくじ

### 妊娠したら・子どもが産まれたら

|                      |       |    |
|----------------------|-------|----|
| 必要な届出                | ..... | P2 |
| 親になる前に知っておきたいこと      |       |    |
| 妊婦・子どもの健康のために        | ..... |    |
| 子育て支援のために            | ..... | P3 |
| 福祉医療費助成（乳幼児等）        | ..... | P4 |
| 国民健康保険               | ..... | P5 |
| 岐阜県子育て家庭応援キャンペーン     |       |    |
| 児童手当                 |       |    |
| 1ヵ月児健康診査・新生児聴覚検査費の助成 | ..... | P6 |
| 第二子以降出産祝金            | ..... | P7 |
| こども家庭センター            |       |    |

### 遊び場はどこにあるの？

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 地域子育て支援センター | ..... | P8  |
| 児童センター・児童館  | ..... | P9  |
| 園庭開放        | ..... | P11 |
| スマイルルーム     |       |     |
| 瑞浪市民図書館     |       |     |

### 認定こども園・保育園のこと

|                            |       |     |
|----------------------------|-------|-----|
| 幼児教育・保育の無償化                | ..... | P13 |
| 瑞浪市内にある認定こども園・保育園・小規模保育事業所 | ..... | P14 |
| こども園                       | ..... | P15 |
| 教育・保育給付認定                  | ..... | P16 |
| 給食費・保育料・延長保育料について          | ..... | P17 |

### 発達に心配があるときは

|                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| <早期療育のために>      |       |     |
| 子ども発達支援センターぽけっと | ..... | P21 |
| 通所支援            | ..... | P22 |
| 心身障がい児機能訓練事業    | ..... | P23 |
| <障害者手帳>         |       |     |
| 身体障害者手帳         | ..... | P24 |
| 療育手帳            |       |     |
| 精神障害者保健福祉手帳     |       |     |

### <手 当>

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 特別児童扶養手当 | ..... | P24 |
|----------|-------|-----|

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 障害児福祉手当 |  |  |
|---------|--|--|

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 瑞浪市心身障害児福祉手当 |  |  |
|--------------|--|--|

### <用具等給付>

|                      |       |     |
|----------------------|-------|-----|
| 補装具費支給（購入・修理・借受）     | ..... | P25 |
| 日常生活用具給付（重度障がい児）     |       |     |
| 日常生活用具給付（小児慢性特定疾病児童） |       |     |

### <助成・割引>

|                     |       |     |
|---------------------|-------|-----|
| 難聴児補聴器購入費等助成        |       |     |
| 重度身体障がい者介助用自動車購入等助成 | ..... | P26 |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 自動車運転免許取得費助成 |  |  |
|--------------|--|--|

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 自動車改造費助成 |  |  |
|----------|--|--|

|            |  |  |
|------------|--|--|
| いきいき住宅改善助成 |  |  |
|------------|--|--|

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 在宅知的障がい者交通費助成 |  |  |
|---------------|--|--|

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 交通運賃等の割引 |  |  |
|----------|--|--|

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| N H K 受信料の割引 |  |  |
|--------------|--|--|

|                  |       |     |
|------------------|-------|-----|
| 福祉医療費助成（重度心身障害者） | ..... | P27 |
|------------------|-------|-----|

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 所得税・市県民税の所得控除等 |  |  |
|----------------|--|--|

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 軽自動車税・自動車税の減免 |  |  |
|---------------|--|--|

### <その他の事業>

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 移動支援 | ..... | P28 |
|------|-------|-----|

|          |  |  |
|----------|--|--|
| 訪問入浴サービス |  |  |
|----------|--|--|

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 日中一時支援 |  |  |
|--------|--|--|

|      |  |  |
|------|--|--|
| 短期入所 |  |  |
|------|--|--|

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 駐車禁止規制の適用除外 |  |  |
|-------------|--|--|

|                   |  |  |
|-------------------|--|--|
| ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度 |  |  |
|-------------------|--|--|

|        |  |  |
|--------|--|--|
| ヘルプマーク |  |  |
|--------|--|--|

### 子育てに悩んだり、困ったら

### <相 談>

|          |       |     |
|----------|-------|-----|
| 教育支援センター | ..... | P29 |
|----------|-------|-----|

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 地域子育て支援センター |  |  |
|-------------|--|--|

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 子育て相談機関 |  |  |
|---------|--|--|

|         |  |  |
|---------|--|--|
| その他の相談先 |  |  |
|---------|--|--|

|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 民生委員・児童委員・主任児童委員 |  |  |
|------------------|--|--|

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 岐阜県東濃子ども相談センター |  |  |
|----------------|--|--|

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
| インターネットによる子育て情報 |  |  |
|-----------------|--|--|

|  |  |     |
|--|--|-----|
|  |  | P31 |
|--|--|-----|

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| <サービス>                  |           |
| 学童クラブ                   | ..... P32 |
| 瑞浪市ファミリー・サポート・センター      | ..... P33 |
| 一時預かり保育事業について           | ..... P34 |
| 親子関係形成支援事業              | ..... P36 |
| 子育て世帯訪問支援事業             |           |
| <施設>                    |           |
| 子育て短期支援事業               | ..... P37 |
| <その他>                   |           |
| 夫婦で子育て！ワーク・ライフ・バランスのすすめ |           |

### 子どもが病気になつたら

|               |           |
|---------------|-----------|
| 医療費助成         | ..... P39 |
| 病児・病後児保育      | ..... P40 |
| 休日の救急診療       |           |
| 子どもの夜間・休日救急相談 | ..... P41 |

### ひとり親家庭のこと

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| <相談>                |           |
| 家庭児童相談              | ..... P42 |
| <手当・年金>             |           |
| 児童扶養手当              |           |
| 母子家庭等自立支援教育訓練給付金    | ..... P43 |
| 母子家庭等高等職業訓練促進給付金    | ..... P44 |
| 遺族基礎年金              |           |
| 障害基礎年金              |           |
| 遺族厚生年金              | ..... P45 |
| <貸付>                |           |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付  |           |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 | ..... P46 |
| <施設>                |           |
| 母子生活支援施設            |           |
| <医療費助成>             |           |
| 福祉医療費助成（母子家庭・父子家庭等） | ..... P47 |
| <優遇制度>              |           |
| JR通勤定期割引制度          |           |
| 預金利子非課税制度           |           |
| 所得税・住民税の所得控除        | ..... P48 |
| 交通遺児激励金等            |           |

### お住まいの支援について

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| <新築・中古住宅を取得したら>      |           |
| 瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付事業   | ..... P49 |
| <家や土地をお探しの方に>        |           |
| 空き家・空き地バンク事業         |           |
| <市バンクで空き家物件を契約された方に> |           |
| 空き家等改修補助事業           |           |

### その他困ったときは

|              |           |
|--------------|-----------|
| <給付・貸付・減免など> |           |
| 生活福祉資金の貸付    | ..... P50 |
| 高等学校就学準備等支援金 |           |
| 高等学校等就学支援金制度 |           |
| 瑞浪市奨学金制度     | ..... P51 |
| 小中学校就学援助     |           |
| 岐阜県子育て支援奨学金  |           |
| 日本学生支援機構     | ..... P52 |
| 岐阜県選奨生奨学金制度  |           |
| 文化施設の入館料     |           |
| <生活>         |           |
| 生活保護         |           |
| 生活困窮者自立支援    | ..... P53 |
| <施設>         |           |
| 児童養護施設       |           |
| 乳児院          |           |
| <相談窓口>       | ..... P54 |
|              | ..... P56 |

### お問い合わせ先一覧

## はじめに

全国的に核家族の家庭が増え、また地域とのつながりが少なくなる中で、子育てについての不安や悩みを感じる家族が増えているといわれています。

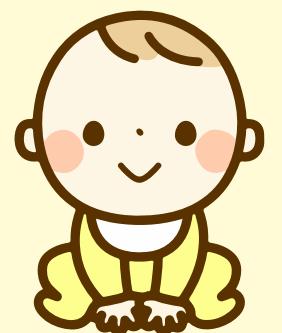
そのため、瑞浪市では「子どもを産み育てるなら瑞浪で」と思われるような多様で充実した子育て支援と、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

市民の皆さんのが子育てに悩まれたり迷われたときに、必要となる行政サービスを知っていただけるようにこの冊子を作成いたしましたので、ぜひご活用ください。



妊娠したら・

子どもが産まれたら



# 妊娠したら・子どもが産まれたら

## 【必要な届出】

### ● 妊娠時

- ・妊娠の届出（母子手帳の交付） **★こども家庭課(68-9210)**  
こども家庭課に妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けてください。毎週水曜日9時30分から行います。予約制です。

### ● 出産後

- ・出生届 **★市民課(68-9784)、各コミュニティセンター**  
出生した日から14日以内に市役所（市民課）または各コミュニティセンターに提出してください。  
出生証明書・母子健康手帳をお持ちください。
- ・福祉医療費助成（乳幼児等）について・・・p 4 参照 **★保険年金課(68-2119)**
- ・児童手当について・・・p 5 参照 **★こども家庭課(68-2115)**
- ・妊婦のための支援給付金について・・・p 5 参照 **★こども家庭課(68-9210)**
- ・予防接種について **★健康づくり課(68-9786)**  
市内指定の医療機関で受ける個別予防接種となります。

## 【親になる前に知っておきたいこと】

### ● 妊婦中の講座

**★こども家庭課(68-9210)**

### ● 明日の親学級

**★生涯学習課(68-5281)**

赤ちゃんとの接し方、育て方を学び、安心して子育てを行うために、妊娠中に行っている講座です。

## 【妊婦・子どもの健康のために】 **★健康づくり課(68-9785)**

### ● 妊婦健康診査・産婦健康診査

母子健康手帳交付時に発行する「妊婦健康診査受診票」及び「産婦健康診査受診票」を医療機関にてご利用ください。

### ● 乳幼児健康診査及び教室

4ヵ月児健康診査・6ヵ月児教室・8ヵ月児教室・10ヵ月児教室・  
1歳児すくすく教室・1歳6ヵ月児健康診査・3歳6ヵ月児健康診査

- 乳幼児健康相談  
健康・発育発達に関する相談に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。身長・体重の測定も行います。
- 歯みがき教室  
歯みがき指導とフッ化物の塗布および相談を行います。
- 予防接種  
市内指定の医療機関で受ける個別予防接種となります。  
※日程等は「広報みずなみ」「健康カレンダー」等でご確認ください。

## 【子育て支援のために】

★こども家庭課 (68-9210)

- 妊婦等包括相談支援(妊娠期から出産後の切れ目のない相談支援)  
すべての妊婦さん・子育て家庭に寄り添い、より安心して出産・子育てできるよう妊娠中からの相談に応じ、他機関とも連携し必要な支援につなぐ伴走型支援を実施します。
- 実施内容**
- ・妊娠届出(母子健康手帳の交付)時の面談
  - ・妊娠中のアンケート(メールで送信)
  - ・妊娠中の面談(訪問または来所)
  - ・出産後の面談  
※その後、産後ケアや赤ちゃん訪問へと切れ目なくつながっていきます。

- 妊婦のための支援給付交付金

妊婦さんが給付対象となります。流産・死産も給付対象となりますので、お申し出ください。

- 赤ちゃん訪問

子育て支援に関する情報提供を行います。  
生後4か月までに家庭訪問します。

- 産後ケア事業

産後も安心して子育てできるよう宿泊・通所または訪問にて助産師

が育児のサポートや心身のケアを行います。産後1年未満の母子を対象とし、最大7日間の利用が可能です。

利用料金は世帯の課税状況によって異なります。利用にあたっては、事前相談が必要です。

※宿泊型…生後4か月未満が対象(多胎の場合は受け入れ機関によって異なります)

通所型…生後4か月未満が対象(受け入れ機関によって生後5カ月程度まで可)

訪問型…生後1歳未満

## 【福祉医療費助成（乳幼児等）】

★保険年金課 (68-2119)

子どもの病気やけがなどのため、保険診療によって病院や診療所などで治療を受けたり薬をもらった時に、窓口で支払わなければならぬ自己負担額を助成する制度です。

- 助成を受けられる方

- ・出生(0歳)から高校生世代修了まで(満18歳到達後の最初の3月31日まで)の方
- ・瑞浪市内に住所を有する方
- ・国民健康保険、社会保険などの健康保険に加入していること
- ・所得制限はありません。

- 申請手続きの方法

- ・出生・転入届等を出されたら、保険年金課(福祉医療年金係)で申請をしてください。
- ・お子さんの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が必要です。
- ・手続きは出生・転入日等から30日以内に行ってください(「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は後日持参可)。手続き終了後、福祉医療費受給者証(乳幼児等)をお渡しします。

- 病院などにお持ちいただくもの

子どもの病気やけがなどで県内の医療機関(病院・調剤薬局等)にかかるときは、マイナ保険証等と福祉医療費受給者証(乳幼児等)を必ず提示してください。

- 県外の医療機関にかかる時

県外の医療機関の窓口で自己負担額の支払いをしていただき、翌月以降に医療費の払戻しの手続きに保険年金課までお越しください。

## 【国民健康保険】

### ★保険年金課(68-2118)

こんなときは14日以内に必ず届け出をしてください。

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| このようなとき         | 届け出に必要なもの     |
| 子どもが産まれたとき      | 資格確認書等、母子健康手帳 |
| 修学のため別に住所を定めるとき | 資格確認書等、在学証明書  |

#### ● 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したとき支給されます。妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われます。（直接支払制度）

※直接支払制度を利用しない場合や、出産費用が出産育児一時金の支給額に満たない場合は、申請が必要となります。

## 【岐阜県子育て家庭応援キャンペーン】

### ★こども家庭課(68-2115)

「ぎふっこカード」を持つ子育て世帯を、岐阜のお店の皆さんのが応援します。カードをキャンペーン参加のお店で見せると、いろいろなサービスが受けられます。

※富山県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市でも使用できます。  
紙のカードの他、スマートフォンの画面に表示して利用できます。  
利用にあたっては、登録が必要です。

(注) <わしくは、下記のアドレスからページをご覧ください。

[https://kosodate.pref.gifu.lg.jp/?act=card\\_about](https://kosodate.pref.gifu.lg.jp/?act=card_about)

## 【児童手当】

### ★こども家庭課(68-2115)

18歳の年度末までの児童を養育している方に支給されます。

出生・転入の翌日から15日以内に申請してください。

公務員の方は、職場へ申請してください。

#### ● 新規申請に必要なもの

・申請者名義の預金通帳のコピー（普通口座に限る）

※状況に応じて、その他の書類が必要になる場合があります。

#### ● 支給金額（児童1人あたり月額）

| 児童の年齢 | 第1子・第2子 | 第3子以降   |
|-------|---------|---------|
| 3歳未満  | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳以上  | 10,000円 | 30,000円 |

#### ※多子加算について

- ・児童のカウント方法は、22歳の3月31日までの子（父母等の経済的負担がある場合）から第1子・・・となります。
- ・多子加算を受けるためには、確認書の提出が必要です。

#### ●手当の支給時期

偶数月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

#### ●現況届

現況届の提出は原則不要ですが、以下の方は引き続き提出が必要です。

1. 多子加算を受けている18歳年度末から22歳年度末までのお子様のうち、学生でない方
2. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
3. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
4. 法人である未成年後見人、施設等の受給者等の方
5. 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
6. その他、市が必要と判断した方

## 【1ヵ月児健康診査・新生児聴覚検査費の助成】

### ★健康づくり課(68-9785)

病院等の医療機関で、出生後おおむね1ヵ月後に受診する1ヵ月児健康診査・新生児期の入院中又は外来で実施する新生児聴覚検査の受診料を助成します。

#### ● 助成額

医療機関で支払った1ヵ月児健診に係る費用（上限4,000円）

新生児聴覚検査に係る費用（上限3,500円）

## 【第二子以降出産祝金】

★こども家庭課(68-2115)

第二子以降の誕生を祝福するため、お祝い金を支給します。

### ● 実施内容

第二子以降の出生児一人につき 100,000円

### ● 申請手続きの方法

出生届を出されたら、こども家庭課で申請をしてください。

## 【こども家庭センター】

★こども家庭課(68-9210)

妊娠期から就学前の子育て期にわたるまで、切れ目のないサポートを行うための相談窓口として、保健センター内に「こども家庭センター」を開設しています。

センターでは、保健師や子ども家庭相談員等がさまざまな相談を受け付けますので、どうぞお気軽にご相談ください。

開館時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 ※祝日、年末年始をのぞく

相談方法：電話・窓口・訪問など

※相談場所は、自宅や学校など、必要に応じて対応します。

こんなことでお困りではありませんか？

- 初めての妊娠で不安がいっぱい。
- 子育てのこと、家庭のこと、誰に相談したらいいかわからない。
- 子育てがつらい、育児ストレスを感じている。
- 出産時の経済的不安がある。
- 子どもへの関わり方が分からない。
- 子育てのイライラを子どもにぶつてしまいそう。
- 家族の世話や介護を子どもが担い、子どもの負担になっている。
- 近所から大人の怒鳴り声や子どもの泣き声が聞こえてきて心配。

など

## 遊び場はどこにあるの？



# 遊び場はどこにあるの？

## 【地域子育て支援センター】

育児サロン・親子あそびなどを実施し、育児についての相談、子育てに対する情報を提供しています。

首がすわったくらいから就学前くらいまでの子と親が集まり、おしゃべりをしたり一緒に遊んだりと楽しくにぎやかな場所です。

| 施設名     |                | 電話      | 所在地           |
|---------|----------------|---------|---------------|
| おんぶにだっこ | 稻津地域子育て支援センター  | 66-1064 | 瑞浪市稻津町小里364-1 |
| 愛モア     | みどり地域子育て支援センター | 66-1325 | 瑞浪市下沖町2-10    |
| ハグハグ    | 桔梗地域子育て支援センター  | 67-1136 | 瑞浪市土岐町1770-2  |
| スマイル    | 竜吟地域子育て支援センター  | 63-2060 | 瑞浪市金戸町2821-2  |

### ● 開所日（午前）

| クラス名    | ひよこサロン<br>(0歳児) | ぺんぎんサロン<br>(1歳児) | うさぎサロン<br>(2歳児) | ☆ (ほし)<br>(0歳～就学前) |
|---------|-----------------|------------------|-----------------|--------------------|
| 利用時間    | 9：30～12：00      |                  |                 |                    |
| おんぶにだっこ | 水曜日             | 火曜日              | 金曜日             | 月・木・土曜日            |
| 愛モア     | 金曜日             | 木曜日              | 火曜日             | 月・水・土曜日            |
| ハグハグ    | 火曜日             | 水曜日              | 木曜日             | 月・金・土曜日            |
| スマイル    | -               | -                | -               | 週2日                |

### ● 開所日（午後）

|         | 午後 ◇ (はーと) (0～2歳児) | 時間          |
|---------|--------------------|-------------|
| おんぶにだっこ | 月・火・金曜日            | 13：00～16：00 |
| 愛モア     | 月・火・水・金曜日          | 14：30～16：00 |
| ハグハグ    | 月・火・水・木曜日          | 14：30～16：00 |
| スマイル    | 週2日                | 13：00～16：00 |

※スマイルの開所日については、HPなどでご確認ください。

### ● 親子あそび

- ・ひよこ親子あそび（0歳児）
- ・ぺんぎん親子あそび（1歳児）
- ・うさぎ親子あそび（2歳児）

各年齢にあった作りあそびやリズム、ふれあいあそびをします。

### ● 地域に出向く事業

- ・ママ&キッズ広場

### ● 育児講習会

- ・子育てサポート講習会
- ・親子リトミック
- ・親子体操
- ・親子作りあそび
- ・栄養相談
- ・育児相談
- ・歯科相談



### ● 協賛事業

- ・あおぞら広場
- ・防災体験
- ・クリスマス会
- ・観劇

### ● 親支援

- ・プレママデー（初めて出産される妊婦さん対象）
- ・新ママのつどい（第1子を出産された方対象）
- ・デビューの日（初めて支援センターを利用される方対象）
- ・さくらんぼサロン（多胎のお子さんを持つ方対象）

※詳細は広報やHP、瑞浪市公式ラインをご覧ください。（お知らせはこども家庭課・保健センター等にも置いてあります）

## 【児童センター・児童館】

異なる年齢の児童（18歳未満の子）が一緒にあそぶことにより、健全で情操豊かな児童を育成することを目指しています。

**利用できる時間** 樽上児童センター、土岐児童センター、南小田児童館

9時30分～18時00分（4月～9月）

9時30分～17時00分（10月～3月）

陶児童館

9時30分～18時00分（通年）

**休館日** 樽上児童センター、土岐児童センター、南小田児童館

日曜日、第1・3・5月曜日、国民の祝日、年末年始

陶児童館

日曜日、第2・4土曜日、国民の祝日、年末年始

**利用方法** ご自由に来館してください。

幼児の利用は保護者の同伴が必要です。

### 児童健全育成事業

「児童館」とは、「児童福祉法」に規定されている児童福祉施設です。0歳～18歳未満のすべての児童を対象に、遊びを通じ心身の健康増進を図るなど健全育成を目的として活動しています。

### ● 児童健全育成事業の活動

- ・自然体験行事、児童館まつり、クリスマス会、お楽しみ会、工作、集団遊び等
- ・移動児童館

### 子育て支援事業

児童センター・児童館では、週3回の午前中、幼児教室や子育て講座などを開催しています。

### ● 子育て支援行事の活動

- ・幼児教室の開催（運動遊び、リズム遊び、製作遊び、誕生日会、季節行事等）
- ・子育て講座の開催（子育てトーク、栄養相談、交通安全教室、リトミック、読み聞かせ等）
- ・移動児童館親子教室
- ・福祉施設との交流活動
- ・子育て相談事業



### 児童館にある設備

屋内にはあそびや室内スポーツなどに使われる遊戯室やホール、および図書室があります。屋外には屋外遊具があります（南小田児童館を除く）。土岐児童センターと南小田児童館と陶児童館には屋外運動場があります。

| 施設名      | 電話      | 所在地            |
|----------|---------|----------------|
| 樽上児童センター | 68-0626 | 瑞浪市樽上町1-77     |
| 土岐児童センター | 67-2338 | 瑞浪市土岐町5765-1   |
| 南小田児童館   | 68-8611 | 瑞浪市南小田町1-32    |
| 陶児童館     | 65-4187 | 瑞浪市陶町猿爪1082-65 |

※児童館だよりは、こども家庭課にも置いてあります。

社協ホームページで見ることができます。<http://m-shakyo.org>

## 【園庭開放】

こども園では園庭を開放しています。保護者同伴で出かけていただき、広くて安全な園庭で遊ぶことができます。

ただし、保護者の責任のもとで遊んでいただきます。遊具は年齢に合わないものもありますので、ケガをしないように気をつけてください。

| 園名           | 曜日・時間               | 備考  |
|--------------|---------------------|-----|
| 陶こども園（陶町）    | 毎週水曜日 10:00～11:00   | 6月～ |
| 稻津こども園（稻津町）  | 毎週木曜日 10:30～11:30   | 6月～ |
| みどりこども園（下沖町） | 第1・3水曜日 11:00～12:00 | 6月～ |
| 桔梗こども園（土岐町）  | 毎週金曜日 10:30～11:30   | 6月～ |
| 竜吟こども園（釜戸町）  | 第2・4火曜日 10:00～11:30 | 6月～ |
| 日吉こども園（日吉町）  | 毎週火曜日 10:00～11:00   | 6月～ |
| 一色こども園（寺河戸町） | 毎週火曜日 11:00～12:00   | 6月～ |
| 瑞浪こども園（北小田町） | 第2・4木曜日 10:00～11:30 | 6月～ |

※曜日・時間が変更される場合がありますのでホームページでご確認ください。

## 【スマイルルーム】

★実施場所:中京けいめい保育園

地域の未就園児を対象に、スマイルルームを開催しています。  
実際に園の教育や保育環境を短時間で体験できるプログラムになっています。

※詳細は直接おたずねください。 ☎(68-5285) (問い合わせは中京こども園)

## 【瑞浪市民図書館】

☎68-5529

絵本・読みきかせなどを通して、お子さんの心を育てるお手伝いをしています。子育てに関する本、雑誌などもたくさんご用意しています。また、靴を脱いでゆったり絵本を楽しめるスペースもあります。ぜひ、お子さんと遊びに来てください。

## 利 用 方 法

ご自由に来館してください。

はじめて本を借りる場合は、利用カードを発行しますので図書館カウンターにてお申し込みください。

※本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）をご提示ください。  
※0歳からご利用できます。

利用できる時間 火曜日～土曜日 10時00分～19時00分  
日曜日・祝日 10時00分～17時00分

休 館 日 每週月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）  
毎月の月末の平日、年末年始  
特別館内整理期間（広報でお知らせします）

### ● 読みきかせ『おはなしのじかん』 ※出入り自由です。

- ・子どもから大人まで楽しめるおはなしのじかん  
毎週土曜日 14時00分から（30分程度）
- ・未就園児向けのおはなしのじかん（ひよこのひ）  
※絵本や手遊びなど赤ちゃんから楽しめます。  
毎週水曜日 11時00分から（20分程度）
- ・3歳から親子で参加できる！（おはなしのじかんA B C）  
毎月第2土曜日 10時30分から

### ● ブックスタート

4ヶ月児健康診査時に赤ちゃんと保護者の方にメッセージを伝えながら絵本を手渡しています。

- ・場所 保健センター
- ・日時 健康づくり課より個別に案内が通知されます。



認定こども園・保育園のこと



## 認定こども園・保育園のこと

★こども家庭課(68-2114)

### 【幼児教育・保育の無償化】

子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始しました。保護者会費・副食費等はいずれの施設をご利用の場合も、無償化の対象外となります。ただし、一定の所得階層未満の世帯及び第3子以降の子どもの副食費は免除または補助されます。

詳しい手続き方法等につきましては、担当課までおたずねください。

| 施設類型  | 保育の必要性 | 対象者<br>(4月1日時点の年齢)   | 無償化上限額<br>(月額)     | 手続きの要・不要 |
|---|--------|----------------------|--------------------|----------|
| 保育園<br>こども園<br>(保育部)                            | 必要     | 非課税世帯の0～2歳児<br>3～5歳児 | 全額                 | 不要       |
| こども園<br>(保育部)                                   | 不要     | 3～5歳児                | 全額                 | 不要       |
| 認可外保育施設、<br>病児・病後児保育、<br>ファミリー・サポートセンター、一時預かりなど | 必要     | 非課税世帯の0～2歳児<br>3～5歳児 | 42,000円<br>37,000円 | 必要       |
| 障害児通所施設<br>(児童発達支援)                             | 不要     | 3～5歳児                | 全額                 | 不要       |

## 【瑞浪市内にある認定こども園・保育園・小規模保育事業所】

|    | 園名<br>(所在地)              | 電話番号    | 対象年齢          | 保育標準時間 <sup>1</sup><br>下段()は土曜日                 | 延長 <sup>2</sup> | 日曜<br>祝日 |
|----|--------------------------|---------|---------------|---|-----------------|----------|
| 公立 | 陶こども園<br>(陶町猿爪1082-46)   | 65-2053 | 8ヶ月<br>～5歳児   | 7:30～18:30<br>(7:30～18:30)<br>※土曜日保育は<br>1園にて実施 | —               | —        |
|    | 稻津こども園<br>(稻津町小里697-1)   | 68-3400 | 8ヶ月<br>～5歳児   |   | —               | —        |
|    | みどりこども園<br>(下沖町2-10)     | 68-2632 | 8ヶ月<br>～5歳児   |   | ○               | —        |
|    | 桔梗こども園<br>(土岐町1770-2)    | 68-2323 | 生後57日<br>～5歳児 |   | —               | —        |
|    | 竜吟こども園<br>(釜戸町2821-2)    | 63-2056 | 8ヶ月<br>～5歳児   |   | —               | —        |
|    | 日吉こども園<br>(日吉町4115-2)    | 69-2123 | 8ヶ月<br>～5歳児   |   | —               | —        |
|    | 一色こども園<br>(寺河戸町190-1)    | 67-1817 | 8ヶ月<br>～5歳児   |   | ○               | —        |
|    | 瑞浪こども園<br>(北小田町1-54)     | 68-2003 | 3歳児<br>～5歳児   |   | ○               | —        |
|    | 中京こども園<br>(土岐町2197-1)    | 68-5285 | 2歳児<br>～5歳児   |   | ○               | —        |
| 私立 | 愛保育園<br>(山田町1040-2)      | 66-2511 | 生後57日<br>～5歳児 | 7:30～18:30<br>(7:30～16:30)                      | ○               | ○        |
|    | せいわ保育園<br>(和合町2-93)      | 68-0089 | 6ヶ月<br>～2歳児   | 7:30～18:30<br>(7:30～17:00)                      | —               | —        |
|    | もりの愛保育園<br>(樽上町2-16)     | 56-2522 | 生後57日<br>～2歳児 | 7:30～18:30<br>(7:30～18:30)                      | ○               | —        |
|    | 中京けいめい保育園<br>(土岐町7192-3) | 68-2463 | 8ヶ月<br>～2歳児   | 7:30～18:30<br>(7:30～16:30)                      | ○               | —        |
|    | まんまる保育園<br>(土岐町6743-1)   | 44-8350 | 6ヶ月<br>～2歳児   | 7:30～18:30<br>(7:30～18:30)                      | —               | —        |
|    | マカナ保育園<br>(松ヶ瀬町3丁目33)    | —       | 6ヶ月<br>～2歳児   | 7:30～18:30<br>(7:30～18:30)                      | —               | —        |

<sup>1</sup> 保育の必要量（認定を受けた区分）により利用時間は異なります。詳細はP17をご覧ください。

<sup>2</sup> 短時間から標準時間への延長保育以外を実施している園となります。詳細はP19でご確認ください。

### 【土曜日保育について】

公立の土曜日保育は、指定園（桔梗こども園）でのみの実施となります。また、中京こども園の土曜日保育は「中京けいめい保育園」、もりの愛保育園の土曜日保育は「愛保育園」での実施となります。各園ともに、対象者はそれぞれ園に在籍する園児のみです。利用方法など詳細は各園にてご確認ください。

## 【こども園】

こども園とは、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、就学前の児童を対象に教育・保育を提供する施設です。

3歳児からの保護者は、保育部・教育部の選択ができます。瑞浪市内には、「幼保連携型認定こども園」が公立8園と私立1園があります。

### ● 教育部（こども園教育部）

教育部とは、従来の幼稚園のことです。同じ施設に保育部の園児が一緒に生活し、保育時間は合同活動をしています。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 対象年齢                 | 3歳児（年少）から5歳児   |
| 保育時間                 | 月曜日から金曜日<br>8時30分～14時30分   |
| 諸 費                  | 授業料：無償<br>給食費：無償（P17参照）<br>保護者会費：600円～<br>※保護者会費は各園によって異なる       |
| 長期休業<br>(祝祭日により変更あり) | 学期始休み：4/1～4/7<br>夏休み：7/21～8/27<br>冬休み：12/27～1/7<br>春休み：3/27～3/31 |

### ● こども園（保育部）・保育園

保育部および保育園とは、保育の必要性がある児童をお預かりして保育を行います。保護者の毎日の勤務や病気などのため、家庭で保育することができない0歳から就学前の児童を保護者に代わって保育し、健やかな心身の発達を図ることを目的としています。



## 【教育・保育給付認定】

こども園（教育部・保育部）・保育園・小規模保育事業所を利用するには、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定は年齢と保育の必要性の有無などによって3つの区分に分かれ、認定区分ごとに利用できる施設が異なります。認定区分は以下のとおりです。

| 認定区分     | 対象年齢  | 保育の必要性 | 利用できる施設                     |
|----------|-------|--------|-----------------------------|
| 1号（教育認定） | 満3歳以上 | 無      | 認定こども園（教育部）                 |
| 2号（保育認定） | 満3歳以上 | 有      | 認定こども園（保育部）<br>保育園          |
| 3号（保育認定） | 満3歳未満 | 有      | 認定こども園（保育部）<br>保育園・小規模保育事業所 |

### ● 保育の必要性

こども園（保育部）・保育園に入園できるのは下記にも記載のある“保育の必要性”の基準に該当する方のみです。

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 対象年齢                     | 8ヵ月から5歳児<br>(一部の園で57日・6ヵ月から受入れ)  |
| 入所要件<br>(保育の必要性)         | ①就労（1ヵ月64時間以上）、②妊娠・出産、<br>③疾病・障がいにより保育が困難である方、④介護・看護、<br>⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待・DV<br>⑨育児休業中で既に保育を必要としている子ども（就学前3歳以上児及び保育園在園児に限る） |
| 保育時間                     | <基本保育時間><br>短時間：8時30分～16時30分<br>標準時間：7時30分～18時30分  |
| 諸 費                      | 保育料：3歳児～5歳児 無償<br>0歳児～2歳児 P18を参照<br>給食費：無償（P17参照）<br>延長保育料：※希望する場合<br>保護者会費：各園によって異なります。                                       |
| 長期休業<br>(祝祭日により<br>変更あり) | 休園：12/29～1/3<br>希望保育期間：4/1～4/7、8/1～8/15、1/4～1/7、3/27～3/31  |

### ● 保育の必要量

保育部・保育園を利用する際、「保育の必要量」も必要性と合わせて認定されます。標準時間と短時間の2つの区分があります。

|        |   |
|--------|---|
| 保育標準時間 | 7：30～18：30まで（1日最長11時間）                  |
| 保育短時間  | 8：30～16：30まで（1日最長8時間）<br>※求職活動の方は、短時間のみ |

☆保育の必要量は標準時間も短時間も認定された場合の最大限利用できる時間です。  
保育所等では、保育の必要性の事由により保育が必要な時間のみ保育を受けることができます。保育標準時間の認定を受けていても、理由なく11時間の利用ができるわけではありません。児童の成長・発達のためにご家庭で過ごす時間も非常に重要です。仕事が終わったなど、お迎えが可能となった時間にお迎えに来てください。

## 【給食費・保育料・延長保育料について】

- 給食費（主食費及び副食費）について（3歳児（年少）～5歳児（年長））  
令和6年度より、瑞浪市に住民票のある児童は、給食費（主食費及び副食費）を無償化しています。

### ● 保育料について（3歳児（年少）～5歳児（年長））

令和元年10月から、幼児教育・保育無償化により、保育所等を利用する3歳児（年少）から5歳児（年長）クラスの児童の保育料は無償化されました。

### ● 保育料について（0歳児～2歳児）

1. 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化により、住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラス保育料は無償化されました。
2. 父母及び園児の扶養者にかかる所得割額の合計で利用料を決定します。  
※住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、寄附金税額控除、配当控除、ふるさと寄付金等の税額控除適用前の額とします。
3. 父母が非課税の場合は、入所児童と同一の世帯に属する扶養義務者（祖父母等）の市民税所得割額に基づき決定します。
4. 市民税の申告等を行っていない場合は、必ず市民税の申告を行ってください。税額等が確認できない場合は、最高額の階層に決定させていただくことがあります。
5. 4～8月利用料は前年度の、9～3月利用料は当該年度の所得割額から算定するため、毎年9月に保育料が変更されます（再算定の結果、変更がない場合もあります。）。
6. 公立園及び私立園も同様の金額です。

## ● 保育料徴収基準額表

| 保育料の区分 |  | 保育料（月額） |         |
|--------|--|---------|---------|
| 階層     | 定義   | 保育短時間   | 保育標準時間  |
| 1      | 生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、里親 | 0円      | 0円      |
| 2      | 市民税が非課税の世帯   | 0円      | 0円      |
| 3      | 48,600円未満  | 12,000円 | 12,200円 |
| 4      | 48,600円以上<br>64,700円未満                                   | 18,400円 | 18,700円 |
| 5      | 64,700円以上<br>80,800円未満                                   | 26,400円 | 26,800円 |
| 6      | 80,800円以上<br>97,000円未満                                   | 29,000円 | 29,400円 |
| 7      | 97,000円以上<br>133,000円未満                                  | 37,000円 | 37,600円 |
| 8      | 133,000円以上<br>169,000円未満                                 | 43,500円 | 44,200円 |
| 9      | 169,000円以上<br>301,000円未満                                 | 51,000円 | 51,800円 |
| 10     | 301,000円以上<br>397,000円未満                                 | 54,000円 | 54,900円 |
| 11     | 397,000円以上   | 57,000円 | 57,900円 |

※給食費は保育料に含まれています。

※月途中に入退園される場合の利用料は日割で計算されます。

### (算定について)

- ア ひとり親世帯等で所得割額48,600円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、1人目は1,000円引いたうえで半額、2人目以降は無料
- イ ひとり親世帯等で所得割額77,101円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、1人目の負担額は9,000円、2人目以降は無料
- ウ 所得割額57,700円未満の場合、保護者が監護する子どものうち、2人目は半額、3人目以降は無料
- エ 所得割額97,000円未満の場合、保護者が現に扶養している18歳未満の児童のうち、3人目以降は無料
- オ ア～エに該当しない場合、同一世帯の保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、家庭的保育事業、児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター等を利用している子どものうち、2人目は半額、3人目以降は無料

## ● 延長保育料

保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）を超えて、保育を希望される場合は延長保育扱いとなります。利用を希望される場合は園へ申請してください。

### 【公立8園】

| 実施園     |                          | 公立全園      |            | みどり・一色・瑞浪   |       |
|---------|--------------------------|-----------|------------|-------------|-------|
| 対象者     | 実施時間                     | 保育短時間認定の方 | 保育標準時間認定の方 | 3歳未満児       | 3歳以上児 |
|         | 7：30～8：30<br>16：30～18：30 |           |            | 18：30～19：30 |       |
| 利用料（月額） | 階層区分                     | 3歳未満児     | 3歳以上児      | 3歳未満児       | 3歳以上児 |
| 1・2     | 0円                       | 0円        | 0円         | 0円          | 0円    |
| 3       | 標準時間と<br>短時間の保<br>育料の差額  | 100円      | 600円       | 500円        |       |
| 4       |                          | 200円      | 1,500円     | 1,200円      |       |
| 5       |                          | 300円      | 3,800円     | 2,800円      |       |
| 6～11    |                          | 400円      | 6,700円     | 3,300円      |       |

### 【私立】

各園では、短時間認定の方が標準時間認定の時間帯を利用する延長保育（平日の7:30～8:30、16:30～18:30）は実施しています。また、中京こども園は教育部にも延長保育があります。

| 園         | 延長時間                    |
|-----------|-------------------------|
| 中京こども園    | 18：30～19：30             |
| 愛保育園      | 6：30～7：30 / 18：30～21：00 |
| もりの愛保育園   | 6：30～7：30               |
| 中京けいめい保育園 | 18：30～19：30             |

※申請方法や、利用料など、詳細は各園にお問い合わせください。

## ● 土曜日保育について（公立8園）

保護者全員が就労等により家庭で保育できない場合に利用できます。事前に利用申請が必要です。その際に就労の状況を確認するために、土曜日出勤の証明書（任意様式）またはシフト表の写しなどを提出いただきます。また、土曜日保育は、指定園「桔梗こども園」にて実施します。利用できる児童は、全公立園の希望する在園児です。

また、土曜日保育については、給食の提供がありませんので、1日保育を希望される方はお弁当を持参してください。（おやつは提供されます。）

## ● 障がい児保育

市では中・軽度の障がい児を健常児とともに集団保育することにより、健全な育成・発達を促進しています。

### ◇入所の手続き

心身に障がいを持つ子でこども園へ入園を希望される方は、各園またはこども家庭課へ相談してください。



## ● 医療的ケアを必要とする児の保育

市では日常的に医療的ケアを必要とする児に対し、集団保育を通して、他児との体験や感情等を共有することで、心身の発達を助長することを促進しています。

### ◇入所の手続き

瑞浪市医療的ケア審議会を実施し、入園可能であるか審議いたしますので、入園希望される前年度にはこども家庭課へ相談してください。  
(心身の発達を考慮し、3歳児（年少）以上を対象とします)

**発達に心配があるときは**



# 発達に心配があるときは

<早期療育のために>  
【子ども発達支援センターぽけっと】

☎67-2106

子ども発達支援センターでは0歳から18歳までの児童への相談、支援を行っています。

ことば、運動、社会性などの発達に関する「子育て相談」「発達相談」を行い、子どもの発達段階や特徴に合った子育てができるように相談支援を行っています。また、子どもの発達特徴や家庭環境などに合わせた支援が継続してできるように、通所支援を行っています。



※子ども発達支援センター以外でも通所支援等を行っています。  
事業所一覧は次のページをご確認ください。

## ● 相談室

☎44-8177（直通）

ことば・運動・コミュニケーション・行動等の子どもの発達の心配や、その他子育てに関する相談など、気軽にご相談ください。

【相談形態】電話相談、瑞浪市子ども発達支援センター内の相談  
※事前に電話にて相談の予約が必要です。

## 【通所支援】

### ★こども家庭課(68-2114)

必要に応じて、子どもの発達段階や特徴に応じた支援を受けることができます。事前に手続きが必要ですので、利用を希望・検討される場合は、市役所こども家庭課へご相談ください。

#### <支援の種類や内容>

| 名 称            | 対 象                   | 内 容  | 指導の場所            |
|----------------|-----------------------|--|------------------|
| 児童発達支援         | 乳幼児<br>(0~6歳)         | 日常生活の基本的な動作や知識を指導したり、集団生活への適応訓練等を行ったりします。<個別指導・グループ支援など> | 主に事業所内           |
| 放課後等<br>デイサービス | 学齢児<br>(6~18歳)        | 放課後の時間や休日などに、生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流の促進等を行います。           | 主に事業所内<br>外出等もあり |
| 保育所等訪問         | こども園や学校等に<br>通っている子ども | 集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。                                | こども園や学校<br>等     |

#### <市内の事業所>

| 名 称                    | 住 所        | 電 話     | 備 考              |
|------------------------|------------|---------|------------------|
| 瑞浪市子ども発達支援センター<br>ぽけっと | 寺河戸町1149-1 | 67-2106 | 小学校3年生まで         |
| 結                      | 寺河戸町1190-6 | 56-2261 | 児童発達支援のみ         |
| なないろ                   | 一色町4-12    | 56-7716 | 放課後等デイ<br>サービスのみ |

※事前に見学会ができます（要予約）。これ以外の市外の事業所も利用することができます。

#### <利用料金>

サービス費用の1割を利用者が負担し、残りは市が負担します。世帯の課税状況に応じて自己負担上限額が決まっています。

| 世帯の課税状況            | 上限額（月額） | 備 考                           |
|--------------------|---------|-------------------------------|
| 市民税非課税世帯           | 0円      | 一部の利用について、助成があります。申請時にご案内します。 |
| 市民税課税世帯（所得割28万円未満） | 4,600円  |                               |
| 上記以外               | 37,200円 |                               |

※3~5歳児の利用料金は無償化されています。P13 「認定こども園・保育園のこと」をご参考ください。

## 【心身障がい児機能訓練事業】

### ★こども家庭課(68-2114)

発達に課題があるお子さんに、理学療法、作業療法、音楽療法による機能訓練を提供します。

事前に申請が必要です。ご希望の方は市役所こども家庭課へご相談ください。

#### <対象年齢・訓練日・参加要件等>

| 区分       | 対象者<br>年齢 | 訓 練 日   | 訓練時間               | 申請時に<br>必要なもの                                  | 参 加 要 件                            |
|----------|-----------|---------|--------------------|--|------------------------------------|
| 理学<br>療法 | 17歳まで     | 毎月第3土曜日 | 40分                | ・医師の意見書<br>(診断書)<br>・身体障害者手帳または療育手帳(小学校就学年齢以上) | ・保護者と一緒に通所することが可能な方<br>・伝染性疾患有しない方 |
| 作業<br>療法 |           | 毎月第1土曜日 | 40分                |  |                                    |
| 音楽<br>療法 | 8歳まで      | 毎月土曜日   | 集団指導45分<br>個別指導20分 |  |                                    |

※理学療法・作業療法は個別指導のみです。

※各訓練には、定員があります。

※料金は無料です。

#### <実施会場> 瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと(瑞浪市寺河戸町1149番地の1)

**<障害者手帳>**

**★社会福祉課 (68-2113)**

各種相談や支援を受けやすくするために交付される手帳です。

| 種類          | 等級区分                         | 手続きに必要なもの  |
|-------------|------------------------------|--|
| 身体障害者手帳     | 1級（最重度）～6級                   | 指定医師診断書、写真、マイナンバー等                                   |
| 療育手帳        | A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度） | 写真、母子健康手帳、通知表等<br>※東濃子ども相談センターにて本人・保護者等から聞き取り等を行います。 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級（最重度）～3級                   | 精神保健指定医等による診断書又は障害年金証書等、認め印、写真、マイナンバー等               |

**<手 当>**

**★社会福祉課 (68-2113)**

要件に該当する場合に手当が支給されます。詳しくは担当課におたずねください。

| 種類           | 対象者  | 支給制限                                       | 手当月額                   |
|--------------|--|--|------------------------|
| 特別児童扶養手当     | 概ね身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A1～B1程度の障がいがあると診断される20歳未満の児童を監護・養育している方   | 所得制限有。児童が施設に入所している場合等は対象外。                 | 1級56,800円<br>2級37,830円 |
| 障害児福祉手当      | 概ね身体障害者手帳1級・2級の一部と療育手帳A1程度の障がいがあると診断され、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童 | 所得制限有。児童が施設に入所している場合等は対象外。                 | 16,100円                |
| 瑞浪市心身障害児福祉手当 | 身体障害者手帳又は療育手帳を有する20歳未満の児童を養育している方                            | 所得制限有。児童が施設に入所している場合や上記手当の支給を受けている場合等は対象外。 | 3,000円                 |

※手当において児童とは、20歳未満の者をいいます。

※手当額は毎年、変動します。

**<用具等給付>**

**★社会福祉課 (68-2113)**

事前申請が必要です。詳しくは担当課におたずねください。

| 項目                   | 対象者               | 給付種目   | 利用者負担   |
|----------------------|-------------------|--|---|
| 補装具費支給（購入・修理・借受）     | 身体障害者手帳所持者又は難病患者  | 義眼・補聴器・義肢・装具・座位保持装置・車いす・歩行器・頭部保持具等             | 費用の1割（世帯の課税状況に応じた負担上限月額あり）                        |
| 日常生活用具給付（重度障がい児）     | 障害者手帳所持者又は難病患者    | 訓練いす・入浴補助用具・特殊便器・ネブライザー・携帯用会話補助装置・ストマ用装具・住宅改修等 | 費用の1割（世帯の課税状況に応じた負担上限月額あり）<br>給付基準額を超える部分は全額利用者負担 |
| 日常生活用具給付（小児慢性特定疾患児童） | 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者 | 特殊マット・特殊便器・歩行支援用具・電気式たん吸引器・紫外線カットクリーム・車椅子等     | 給付基準額から世帯の収入状況に応じた自己負担額を差し引いた額を助成                 |

**<助成・割引>**

要件に該当する場合に助成・割引が受けられます。詳しくは担当課におたずねください。

**★こども家庭課 (68-2114)**

| 項目           | 対象者   | 内容   | 助成額                            |
|--------------|---|--|--------------------------------|
| 難聴児補聴器購入費等助成 | 次のすべてに該当する18歳未満の児童<br>・両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満又は一側耳の聴力が70dB以上で、身体障害者手帳の交付対象となるない者<br>・補聴器の装用が必要と医師に診断された者 | 補聴器を利用して、聞こえを確保し、コミュニケーション能力等を身につけることができるよう支援するため、補聴器購入費、修理費の助成をします。 | 難聴の程度により定められた基準額の範囲内で、購入費用の2/3 |

★社会福祉課 (68-2113)

| 項目                  | 対象者  | 内容  | 助成額  |
|---------------------|--|---|--|
| 重度身体障がい者介助用自動車購入等助成 | 身体障害者手帳1・2級の下肢又は体幹機能障害で移動に車いす等を使用する者、その生計同一者   | 介助用自動車をリフト付き等に改造又は購入する場合、その費用の一部を助成<br>(所得制限・対象車両制限有) | 経費の2／3相当額<br>(上限24万円)  |
| 自動車運転免許取得費助成        | 市内に6か月以上居住する18歳以上の身体障害者手帳・療育手帳所持者  | 就労等のために普通自動車運転免許を取得した場合、取得に要した経費の一部を助成                | 経費の2／3以内<br>(上限10万円)   |
| 自動車改造費助成            | 市内に6か月以上居住する18歳以上の身体障害者手帳所持者   | 就労等のため自ら所有・運転し、操作装置等の改造を必要とする場合に経費の一部を助成              | 経費の額以内<br>(上限10万円)   |
| いきいき住宅改善助成          | ・身体障害者手帳1・2級の所持者で、下肢・体幹・視覚障害または内部障がいで車いす支給を受けている者<br>・療育手帳A1・A2の所持者<br>・世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が70,000円以下の者 | 既存住宅の浴室、洗面所、台所、便所、玄関、廊下などを対象障がい者に適応するよう改善する費用を助成      | ・他制度による助成額を除いた経費の額<br>(上限50万円)<br>・生計中心者の前年所得税課税年額に応じた費用負担あり |
| 在宅知的障がい者交通費助成       | 在宅の療育手帳所持者   | 通所・通勤・通学等のために鉄道・バスを利用した場合に交通費の一部を助成                   | 鉄道5割<br>バス5割又は3割   |
| 交通運賃等の割引            | 障害者手帳所持者<br>(交通機関等により詳細要件は異なる)   | 鉄道・バス・国内旅客船・飛行機・タクシー・有料道路・瑞浪市コミュニティバス・デマンド交通          | 各交通機関による   |
| NHK受信料の割引           | 障害者手帳所持者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税<br>受信契約者が身体障害者手帳(視覚、聴覚、1・2級)、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者                  | 全額免除<br>半額免除  |  |

★保険年金課 (68-2119)

| 項目               | 対象者                       | 内容   | 手続きに必要なもの                               |
|------------------|---------------------------|--|---|
| 福祉医療費助成(重度心身障害者) | 身体障害者手帳所持者<br>(1級～4級)     | 病気やけがで、健康保険証を使って医療機関(病院・調剤薬局等)を受診するときの医療費の自己負担額を助成 | 手帳、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」、マイナンバーの確認できるもの |
|                  | 療育手帳所持者<br>(A1～B2)        | ※所得制限あり  |   |
|                  | 精神障害者保健福祉手帳所持者<br>(1級～3級) | ※受給者証の交付申請が必要                                      |   |

★税務課 (68-9751)

| 項目             | 対象者                                | 内容                               | 助成額     |
|----------------|------------------------------------|----------------------------------|---------|
| 所得税・市県民税の所得控除等 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・所持者及び扶養家族 | 申告をすれば税法上の控除や非課税の取り扱いを受けることができる。 | 障害等級による |

★軽自動車税(種別割)…税務課 (68-9749)

★自動車税(種別割)・(軽)自動車税(環境性能割)

…岐阜県自動車税事務所 (058-279-3781)

| 項目            | 内容  | 助成額                                   |
|---------------|---|---------------------------------------|
| 軽自動車税・自動車税の減免 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの所有者で、一定の要件に該当する方が所有または使用する(軽)自動車に係る税金の減免を申請により行う。<br>※知的障がい者・精神障がい者・18歳未満の身体障がい者の場合は、障がい者本人と生計を一にする方の名義でも対象となります | 全額免除<br>※減免の対象となるのは、障がい者お一人につき1台のみです。 |

<その他の事業>

★社会福祉課 (68-2113)

| 項目                | 対象者   | 内容  |
|-------------------|---|---|
| 移動支援              | 身体障害者手帳所持者で屋外移動に著しい制限のある視覚・全身性障害者等、同程度の難病患者、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者 | 社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に必要な支援を行う。              |
| 訪問入浴サービス          | 下肢又は体幹機能障がい1級・2級の身体障害者手帳所持者、同程度の難病患者                            | 訪問入浴車両を派遣し、居宅にて入浴サービスを提供する。                         |
| 日中一時支援            | 障害者手帳所持者、難病患者   | 介護者の休息・仕事等のため、日中一時支援事業所にて日中活動の場を確保する。(宿泊無)          |
| 短期入所              | 障害者手帳所持者、難病患者   | 介護者の休息・仕事等のため、障害者支援施設等にて入浴・排せつ・食事等の介護を短期間提供する。(宿泊有) |
| 駐車禁止規制の適用除外       | 障害者手帳所持者のうち一定の条件に該当する者(多治見警察署等にて手続き)                            | 障がい者が運転又は同乗する車両について駐車禁止除外指定車標章を交付                   |
| ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度 | 障害者手帳所持者・難病患者のうち一定の条件に該当する者等(東濃県事務所等にて手続き)                      | 車いす使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画(プラスワン区画)の利用証を交付               |
| ヘルプマーク            | 障害者手帳所持者・難病患者等  | 援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる赤色のマーク                       |

子育てに悩んだり、困ったりしたら



## 子育てに悩んだり、困ったりしたら

### 〈相談〉

★こども家庭課 (68-9210)

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援室」の相談窓口は、こども家庭課にあります。赤ちゃんのこと、子育てのこと、園や学校のことなど、それぞれに専門スタッフが、あなたの悩みや不安、困っていることに耳を傾け、一緒に考えます。一人で悩まず、まずはあなたの話を聞かせください。

### 【教育支援センター】

★学校教育課 (68-9833)

児童生徒への適切な支援を行い、教育の充実・振興を図るための施設です。

### 〈教育相談室〉

★相談専用ダイヤル ☎67-3338

小中学校の児童生徒だけでなく、その他の学生や保護者に対し、学校生活、不登校、いじめ、親子関係などに関して、電話や来室による相談を行います。

◎相談日 毎週火・木曜日 13時00分～16時00分

### 〈適応指導教室（こぶし教室）〉

☎68-9811

市内の小中学校に在籍する児童生徒で、何らかの原因で学校に登校できなかったり、登校をしぶったりする子が一時的に学校から離れ、身体的、精神的なゆとりの中で学校生活へのエネルギーを蓄えるための施設です。学校復帰に向かうよりある日課の中で、教科の学習や集団活動などを少人数で行います。

### 【地域子育て支援センター】

子育てに対する不安、心配ごと、子ども自身の悩みなど、子どもに関する相談を受けたり、情報の提供をしたりしています。

#### ● 育児相談

| 施設名     | 専用電話    |
|---------|---------|
| おんぶにだっこ | 66-1064 |
| 愛モア     | 66-1325 |
| ハグハグ    | 67-1136 |
| スマイル    | 63-2060 |

☆月～金曜日 9時00分～12時00分、  
13時00分～17時00分

☆土曜日 9時00分～12時00分  
(日曜日・祝日・年末年始を除く)

\*個別相談を希望の方は午後の来所をおすすめします。

## 【子育て相談機関】

生活困難、児童、障がいなどについていろいろな問題をお持ちの方の相談にのり、必要な援助をする窓口を設置しています。

| 子育て相談               | 相談日              | 場 所                     | 問合せ先              |
|---------------------|------------------|-------------------------|-------------------|
| 家庭児童相談員による相談（面接・電話） | 月～金曜日<br>9時～17時  | こども家庭課                  | こども家庭課<br>68-9210 |
| 移動児童相談              | 第1水曜日<br>10時～12時 | 陶児童館                    | こども家庭課<br>68-9210 |
| 移動児童相談              | 第4水曜日<br>10時～15時 | ハートピア                   | こども家庭課<br>68-9210 |
| 母子相談                | 第3水曜日<br>10時～15時 | ハートピア                   | こども家庭課<br>68-9210 |
| 教育相談<br>(不登校等)      | 火・木曜日<br>13時～16時 | 教育支援センター<br>(旧養護訓練センター) | ☎67-3338          |

## 【他の相談先】

| 相談窓口         | 相談内容  | 相談場所・電話                              |
|--------------|---|--------------------------------------|
| フレーフレーテレフォン  | 電話・面接<br>育児、介護、家事援助に関する情報提供                             | 21世紀職業財団<br>岐阜事務所<br>058-265-2020    |
| ヤングテレフォンコーナー | 電話・面接<br>学校問題、非行問題、家庭問題、交友問題、健康問題、犯罪被害等<br>(対象は20歳未満です) | 岐阜県警察本部少年課<br>(薮田分署)<br>0120-783-800 |

児童館でもやっています。

## 【民生委員・児童委員・主任児童委員】

お住まいの地域には民生委員・児童委員・主任児童委員がいて、生活上の心配ごとや家族・健康・子育てのことなどで悩み、困っている方の相談に応じ、よりきめ細やかな福祉活動を目指して問題解決に努めています。

気軽にお住まいの地域を担当する委員にご相談ください。（守秘義務がありますので、ご相談内容の秘密は守ります。）

※各地区の委員については社会福祉課（68-2112）へお問合せください。



## 【岐阜県東濃子ども相談センター】

☎23-1111代

子ども相談センターは児童福祉法に基づいて県が設置している相談機関です。

18歳未満の子どものあらゆる問題について専門的立場から相談に応じ、心理判定・心理治療し、問題解決のために適切な指導や保護を行なっています。

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

### ● こんなときは相談を

- ・子どもの虐待に関すること
- ・保護者の病気や家出などに伴う子どもの養育に関すること
- ・非行や不登校に関すること
- ・心身の発達に障がいのある子どものこと
- ・子どものしつけに関すること
- ・里親や養子縁組に関すること

### ● 一時保護

児童の状況によっては、施設にて一時保護します。

### ● 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

（児童相談所に電話がつながります）

## 【インターネットによる子育て情報】

インターネットを通じて子育て情報を提供していますので活用してください。

### ● 岐阜県子育て支援ホームページ「ぎふ子育て応援団」

ホームページアドレス

<https://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/>

相談窓口、子育てに関するサービス・制度、育児サークルなどの情報、市町村の子育て支援ホームページ紹介、お父さんのための子育て情報など

### ● 瑞浪市ホームページ

（運営：瑞浪市役所）

ホームページアドレス

<https://www.city.mizunami.lg.jp/>

相談窓口、子育てに関するサービス・制度

## <サービス>

### 【学童クラブ】

下校後および夏休みなどの長期休暇中に保護者が就労などにより昼間家庭にいない子どもに対し、保護者に代わって子どもの生活指導を行い、子どもの健全な育成を図ることを目的として開所されています。

- **利用対象者** 下校後および長期休暇中に両親またはこれに代わる者がなく、家庭の保護指導を受けることができない状態にある児童

- **申込み方法** 各学童クラブへおたずねください。

| クラブ名                   | 開 所 時 間   | 場所・専用電話                                |
|------------------------|---|--|
| すずめっこ<br>学童クラブ         | 平 日 12:00～19:00<br>土 曜 日 7:30～18:00<br>学校休業日 7:30～19:00 | 瑞浪小学校体育館<br>ミーティングルーム<br>090-6643-8076 |
| あひる<br>学童クラブ           | 平 日 14:30～18:45<br>土 曜 日 8:30～16:30<br>学校休業日 8:30～17:30 | 土岐小学校体育館<br>ミーティングルーム<br>080-6905-3409 |
| ぺんぎん<br>学童クラブ          | 平 日 13:00～19:00<br>土 曜 日 7:30～19:00<br>学校休業日 7:30～19:00 | 稻津小学校内教室<br>090-9908-8826              |
| つばめ<br>学童クラブ           | 平 日 14:30～19:00<br>土 曜 日 7:30～19:00<br>学校休業日 7:30～19:00 | 明世小学校内会議室<br>080-1556-9104             |
| かるがも<br>学童クラブ          | 平 日 15:00～19:00<br>土 曜 日 7:30～19:00<br>学校休業日 7:30～19:00 | 釜戸小学校内教室<br>080-1551-4637              |
| 第1ひまわりハウス<br>第2ひまわりハウス | 平 日 12:00～19:00<br>土 曜 日 8:00～19:00<br>学校休業日 8:00～19:00 | 上野町3-7-1 (民家)<br>0572-68-8715          |

### 【瑞浪市ファミリー・サポート・センター】

ファミリー・サポート・センター事業は育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（援助会員）を組織し、地域における会員相互の援助活動（有償）を行う事業です。

登録制です。利用希望者は事前に登録の手続きが必要です。

- **援助会員による一時保育**

例えば…

仕事、就職活動、病院、参観日そのほか自分の時間が必要なときなど

### ● 利用負担

| 区分          | 時 間     | 利 用 料         |
|-------------|---------|---------------|
| 平 日         | 8時から17時 | 1人当たり1時間 700円 |
|             | 上記以外    | // 800円       |
| 土・日曜日<br>祝日 | 8時から17時 | 1人当たり1時間 900円 |
|             | 上記以外    | // 1000円      |

\*対 象 概ね1歳～10歳まで

\*提供場所 ・援助会員、依頼会員の自宅  
・子育て支援センター、児童館などの公共施設

詳細はお問い合わせください。

### ★問い合わせ

稻津地域子育て支援センター「おんぶにだっこ」

☎66-1064

月～金曜日 9時30分～16時

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)



## 【一時預かり保育事業について】

保育所などを利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する為の支援が必要とされています。

こうした需要に対応するために、保育所などにおいて児童を一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とします。

### ● 利用対象者

保護者の傷病、入院、出産、介護、災害、冠婚葬祭など、緊急・一時的に家庭での保育が困難な場合。

保護者の育児に伴う、心理的及び肉体的負担を解消するために保育が必要な場合など。

### ● 対象児

瑞浪市に在住している、生後6ヶ月から就学前までの乳幼児(健康で集団保育が可能な乳幼児に限る)

保護者及び、同居親族のいずれも保育することができないと認められた乳幼児。

### ● 利用方法

実施園（P35に記載）に直接お問い合わせいただき、事前に園で登録が必要になります。登録完了後、各園が定める申請方法で両申し込みを行ってください。

### ● 実施場所・保育料金

※詳細は直接園にお問い合わせください。

#### 【愛保育園】

住所：瑞浪市山田町1040番地の1 連絡先：66-2511

| 年齢                             | 半日預かり<br>(①もしくは②) | 一日預かり<br>(①+②) |
|--------------------------------|-------------------|----------------|
| 0歳児（6ヶ月以上）                     | 1,500円            | 3,000円         |
| 1・2歳児                          | 1,250円            | 2,500円         |
| 3歳児から5歳児                       | 1,000円            | 2,000円         |
| 時間：①8時30分～13：00 ②13：00～18：30   |                   |                |
| おやつ代、給食代実費徴収（420円） 希望者はお弁当持参も可 |                   |                |

## 【せいわ保育園】

住所：瑞浪市和合町2丁目93番地 連絡先：68-0089

| 年齢   | 半日預かり<br>①または② | 一日預かり<br>(①+②) |
|--|----------------|----------------|
| 0歳児（6ヶ月以上）                                     | 1,500円         | 3,000円         |
| 1・2歳児  | 1,250円         | 2,500円         |
| 3歳児から5歳児                                       | 1,000円         | 2,000円         |
| 時間：①8：30～12：30 ②12：30～16：30                    |                |                |
| おやつ代、給食代実費徴収（350円） 希望者はお弁当持参も可                 |                |                |
| 時間外のご利用はご相談ください。（別途料金が必要）<br>料金はお迎えの時にお支払いください |                |                |

## 【まんまる保育園】

住所：瑞浪市土岐町6743-1 連絡先：44-8350

| 年齢   | 半日預かり<br>①または② | 一日預かり<br>(①+②) |
|--|----------------|----------------|
| 0歳児（6ヶ月以上）                                     | 1,500円         | 3,000円         |
| 1・2歳児  | 1,250円         | 2,500円         |
| 3歳児から5歳児                                       | 1,000円         | 2,000円         |
| 時間：①8：30～12：30 ②12：30～16：30                    |                |                |
| おやつ代（50円）、給食代（350円）実費徴収。希望者はお弁当可               |                |                |
| 時間外のご利用はご相談ください。（別途料金が必要）<br>料金はお迎えの時にお支払いください |                |                |

## 【マカナ保育園】 R7.4～

住所：瑞浪市松ヶ瀬町3丁目33 連絡先：080-5101-1098

| 年齢   | 半日預かり<br>①または② | 一日預かり<br>(①+②) |
|--|----------------|----------------|
| 0歳児（6ヶ月以上）                                     | 1,500円         | 3,000円         |
| 1・2歳児  | 1,250円         | 2,500円         |
| 3歳児から5歳児                                       | 1,000円         | 2,000円         |
| 時間：①8：30～12：30 ②12：30～16：30                    |                |                |
| おやつ代（50円）、給食代（350円）実費徴収。希望者はお弁当可               |                |                |
| 時間外のご利用はご相談ください。（別途料金が必要）<br>料金はお迎えの時にお支払いください |                |                |

## 【親子関係形成支援事業】

### ★こども家庭課 (68-9210)

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

(子育て支援講座)

- 対象者 乳児期 生後2～8か月の第一子の母親が対象  
幼児期 おおむね1歳～3歳児の母親が対象

- 参加費 無料 ※事前に申し込みが必要

## 【子育て世帯訪問支援事業】

### ★こども家庭課 (68-9210)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を通して、支援対象者の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていく支援事業です。

- 利用料 無料 ※事前に利用申請の手続きが必要

## <施設>

### 【子育て短期支援事業】

### ★こども家庭課 (68-9210)

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、お子さんをお預かりし、食事や身の回りの世話などを行う事業です。(事前の申請が必要です。)

- 利用期間 7日以内 (日額)
- 利用料金

2歳未満児：0円 (生活保護世帯)

1,100円 (市民税非課税世帯)

5,350円 (その他の世帯)

2歳以上児：0円 (生活保護世帯)

1,000円 (市民税非課税世帯)

2,750円 (その他の世帯)

## <その他>

### 【夫婦で子育て!ワーク・ライフ・バランスのすすめ】

### ★市民協働課 (68-9756)

『ワーク・ライフ・バランス』とは、「仕事」と、子育てや介護、地域活動、趣味や学習などの「仕事以外の生活」の調和を図り、充実した生活・生き方を送ることです。子育て世代の方にとってのワーク・ライフ・バランスは、「仕事と育児の両立」ともいえるのではないでしょうか。共働き家庭が増える今、男性の育児休業取得率の上昇を国も後押ししています。出産等を機に、育児と仕事の両立や分担について家族で話し合い、それぞれの仕事の進め方等を見直してみませんか。次のヒントを参考に、よりよいワーク・ライフ・バランスの実現を目指しましょう。



## ワーク・ライフ・バランス実現のためのヒント

### 1. 勤務先の制度を活用しましょう

法律で定められた両立支援制度（育児休業、子の看護休暇等）のほかに、自分の会社の制度を確認しましょう。家庭の事情や仕事の状況等から、利用する制度やタイミング、期間などを検討しましょう。

### 2. 仕事の仕方を工夫しましょう

- 書類やデータを整理し、優先順位や段取り、効率化について、よく考え、スケジュールを立てましょう。
- 職場の仲間と情報を共有し、自分にしか分からぬ業務を作らないようにしましょう。
- 上司や同僚、部下や後輩に任せるべきことは任せましょう。



### 3. 職場での理解者を増やしましょう

- 各種制度を取得する場合は、事前準備を整え、早めに上司に相談しましょう。
- 自分の置かれている状況をオープンにし、周囲の理解と協力を求めましょう。
- 理解や協力を得られるよう、日ごろから職場の仲間とお互いに助け合って業務にあたり、信頼関係を築いておきましょう。



### 子どもが病気になったら



# 子どもが病気になったら



## 【医療費助成】

| 制 度               | 対象と内容   |
|-------------------|---|
| 未熟児に対して<br>(養育医療) | <p>出生時の体重が2,000g以下、または身体機能が未熟な児が入院治療を必要とする場合、費用の一部が公費負担されます。(*養育医療指定医療機関のみ)</p> <p>問合せ先：健康づくり課 ☎68-9785</p>   |
| 身体障がい児に対して(育成医療)  | <p>指定自立支援医療機関において身体機能の障がいを軽減・改善するための医療を受ける場合の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>対象児童：18歳未満の児童</li><li>利用者負担：医療費の1割（世帯の課税状況により負担上限月額を設定）</li><li>利用手続：医療を受ける前に申請が必要です。<br/>(申請に必要なもの) 育成医療意見書、医療保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」、個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li><li>医療の例：口蓋裂等形成術、歯科矯正、心臓ペースメーカー埋込み手術等</li></ul> <p>問合せ先：社会福祉課 ☎68-2113</p> |
| 小児慢性特定疾患に対して      | <p>18歳未満で小児慢性特定疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病、膠原病、内分泌疾患、先天代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性心疾患、慢性消火器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）にかかった場合、費用の一部が公費負担されます。</p> <p>問合せ先：東濃保健所 健康増進課 ☎23-1111(代)</p>   |

※病気の内容や所得により制限がありますので、ご相談ください。

## 【病児・病後児保育】

★こども家庭課(68-2114)

東濃厚生病院「みずなみ病児・病後児保育所」

☎68-4111㈹

「病気の治療中や回復期にあるけれども、まだ集団保育は受けられない」というようなお子さんを専任の看護師等がお預かりします。  
(事前登録必要)

対象：瑞浪市・土岐市在住の生後8ヵ月～小学校6年生までの児童

時間：(平日) 8時～18時

休園日：土・日曜日、祝祭日、年末年始

日数：連続して7日まで(休園日を含む)

利用料：1日2,000円、昼食代300円程度(おやつ・飲み物持参)

※多子世帯の利用料無償化制度があります。

提出先：こども家庭課

持ち物：母子手帳等

## 【休日の救急診療】

●休日急病診療所 ※お電話での予約が必要です。

所在地：土岐市駄知町1272-5

電話番号：0572-59-1500

診療日：日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

診療時間：(午前) 午前9時から11時30分 (午後) 午後1時から3時

診療内容：内科、小児科、発熱外来(37.5度以上)

●夜間・休日救急急病診療所

<https://toki.gifu.med.or.jp/touban/kyuujiutsu.htm>

●救急安心センターぎふ

電話番号：058-265-0009 携帯電話、プッシュ回線から#7119

急なケガや病気をした時など

※緊急性がある場合は、迷わず119番通報してください。

電話口で医師、看護師、相談員がお話を伺い、病気やケガの症状を把握して、救急車を呼んだ方がいいか、急いで病院を受診した方がいいか、受信できる医療機関はどこか等を案内します。※岐阜県民に限りります。

●歯科休日在宅当番医

診療先：当番医は順次広報みずなみに掲載

(救急医療情報センターへお問合せください)

診療科目：歯科

診療日：5/3、4、5、6 12/30、31、1/1、2、3

診療時間：9時～15時(電話予約が必要です)

持ち物：マイナ保険証等、福祉医療費受給者証(乳幼児等)

## 【子どもの夜間・休日救急相談】(岐阜県小児救急電話相談)

|      |  |
|------|--|
| 電話番号 | ☎058-240-4199<br>又は携帯電話・固定電話のプッシュ回線から #8000                        |
| 相談時間 | 月～金曜日・・・・・・・18時～翌朝8時<br>土曜日・休日・年末年始(12/29～1/3)<br>・・・8時～翌朝8時(24時間) |
| 相談員  | 看護師(必要時小児科医師)  |
| 内容   | 子どもの病気、けがへの応急処置方法などに関する助言  |

<日本小児科学会ホームページ> <http://kodomo-qq.jp>

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



ひとり親家庭のこと



## ひとり親家庭のこと

### <相談>

#### 【家庭児童相談】

★こども家庭課(68-9210)

市には家庭児童相談員がいます。

子どもと女性（婦人）のあらゆる相談に応じています。

電話相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

### <手当・年金>

#### 【児童扶養手当】

★こども家庭課(68-2115)

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（または20歳未満で法令により定められた程度の障がいのある児童）を養育しているひとり親家庭の親、または親にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父親または母親が死亡した児童
- ③ 父親または母親が重度の障がいの状態にある児童
- ④ 父親または母親から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父親または母親が1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父親または母親が生死不明の状態にある児童
- ⑦ 婚姻によらないで産まれた児童
- ⑧ 父親または母親が配偶者の暴力により保護命令を受けた児童
- ⑨ その他棄児などの児童

#### ● 手当額（月額）

（令和7年4月1日現在）

| 区分        | 全額支給の場合   | 一部支給の場合         |
|-----------|-----------|-----------------|
| 児童1人の場合   | 46,690円   | 11,010～46,680円  |
| 第2子以降の加算額 | 11,030円加算 | 5,520～11,020円加算 |

\*手当額は毎年、変動します。

#### ● 支払い時期

奇数月11日（金融機関休業日の場合は前日）に、前月分までの2ヶ月分を支給します。

次のいずれかに該当する場合は手当が支給されません。

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設などを除く）に入所しているとき

### ● 手当の制限

所得が一定額以上あるときは支給停止になります。下表を参考にしてください。

（養育費を受けている場合は養育費の8割も収入とみなします）

所得制限限度額表（令和6年度～）

| 扶養親族等の数 | 本 人        |            | 孤児等の養育者配偶者扶養義務者 |
|---------|------------|------------|-----------------|
|         | 全部支給       | 一部支給       |                 |
|         | 所得額        | 所得額        |                 |
| 0人      | 690,000円   | 2,080,000円 | 2,360,000円      |
| 1人      | 1,070,000円 | 2,460,000円 | 2,740,000円      |
| 2人      | 1,450,000円 | 2,840,000円 | 3,120,000円      |
| 3人      | 1,830,000円 | 3,200,000円 | 3,500,000円      |
| 4人      | 2,210,000円 | 3,600,000円 | 3,880,000円      |
| 5人      | 2,590,000円 | 3,980,000円 | 4,260,000円      |

（注）所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養控除がある方についての限度額は上記の額に次の額を加算したものとする。

#### （1）本人の場合

- ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族1人につき15万円

（2）孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の場合は老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族がいないときは当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

### 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】

#### ★ハローワーク・こども家庭課

母子家庭の母もしくは父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部（受講料の6割：上限800,000円下限：12,001円）が受講修了後に支給されます。

教育訓練講座一覧 最寄りのハローワークで検索できます。

### 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】

#### ★こども家庭課（68-2115）

母子家庭の母もしくは父子家庭の父が、看護師や保育士等の資格取得のため、養成機関で1年以上修業する場合、修業修了まで毎月「訓練促進給付金（市町村民税非課税世帯：月額100,000円、市町村民税課税世帯：月額70,500円）」、修業修了後「修了支援給付金（市町村民税非課税世帯：50,000円、市町村民税課税世帯：25,000円）」が支給されます。（上限48月）

### 【遺族基礎年金】

#### ★保険年金課（68-2110）

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がい者は20歳未満）のいる配偶者または、子」に遺族基礎年金が支給されます。

- 令和2年度年金額1,006,600円（子が1人の配偶者の場合）
- 遺族基礎年金を受けるためには、亡くなった日の前日において亡くなった日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付されているか免除されていること、または亡くなった日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

### 【障害基礎年金】

#### ★保険年金課（68-2110）

初診日に被保険者であった方が、障害認定日において障害等級表（1級・2級）の障がいの状態の場合に支給されます。

- 令和2年度年金額（定額） 977,125円（1級）  
781,700円（2級）
- 18歳到達年度の末日までにある子（障がい者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。
- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付されているか免除されていること、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

## 【遺族厚生年金】

★多治見年金事務所 ☎22-0255

厚生年金に加入中の方が亡くなったとき、または加入中の傷病がもとで初診日から5年以内に亡くなったとき、その方によって生計が維持されていた遺族（①配偶者または子、②父母、③孫、④祖父母の中で優先順位の高い方）に支給されます。

- 遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。
- 加入者であった方が亡くなった場合でも、老齢厚生年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている場合は支給されます。
- 1級・2級の障害厚生年金を受けられる方が死亡した場合でも支給されます。
  - ・30歳未満の子のない妻は、5年間の有期給付となります。
  - ・夫、父母、祖父母が受ける場合は55歳以上であることが条件ですが支給開始は、60歳からです。

## <貸付>

### 【母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付】

★こども家庭課(68-2115)

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活安定、子どもの健全育成を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

- 母子・父子福祉資金
    - ・母子家庭の母と父子家庭の父
    - ・父母のいない20歳未満の児童など
  - 寡婦福祉資金
    - ・寡婦（配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
    - ・40歳以上の配偶者女子であって、現に子どもを扶養していない方（子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方）  
(夫と死別・離婚した方のうち子どものない方)
- \*連帯保証人…県内に住所を有し、資力と信用のある方

## 【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付】

★こども家庭課(68-2115)

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、資格取得の促進と自立を図るため、無利子または低利子で高等職業訓練促進資金の貸付を行っています。

- 入学準備金
  - 対象者：高等職業訓練促進給付金の受給者
  - 貸付金額：50万円以内
- 就職準備金
  - 対象者：高等職業訓練促進給付金を受給し、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方
  - 貸付金額：20万円以内

## <施設>

### 【母子生活支援施設】

★こども家庭課(68-9210)

18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはこれに準ずる家庭の母が、生活上いろいろな問題のため子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。（ただし、入所した児童に必要があると認められるときは、その児童が20歳に達するまで引き続き保護することができます。）

母子生活支援施設には、家庭の問題、職業、育児、健康、将来の生活設計などについて安心して相談できる母子指導員、子どもの学習、遊び、日常生活、集団行動などを援助する少年指導員がいます。そのほか、所長、嘱託医などがいて、母子家庭の方の自立に向けての支援をし、生活を支えています。居室は各家庭ごとに独立していて、利用料は住民税や所得税の税額に応じ決められています。



## < 医療費助成 >

### 【福祉医療費助成（母子家庭・父子家庭等）】

★保険年金課（68-2119）

母子家庭・父子家庭・遺児の皆さんのが健康保険証を使って医療機関（病院・調剤薬局等）を受診するときの医療費の自己負担額を助成します。

対象になる方は、母子家庭の母および18歳未満の児童、父母のいない18歳未満の児童、父子家庭の父および18歳未満の児童です。（お子さんの年齢が18歳到達後の最初の3月31日まで）

この制度の助成を受けるためには申請が必要です。該当していると思われる方は早めに申請手続きをしてください。（事実の発生日から30日以内に手続きされないと、申請月からの適用になります）

（申請に必要なもの）「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」、印鑑、マイナンバーの確認できるもの

## < 優遇制度 >

### 【JR 通勤定期割引制度】

★こども家庭課（68-2115）

★社会福祉課（68-2112）

児童扶養手当や生活保護を受けている世帯で、JRを利用して通勤している場合は通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

児童扶養手当受給者は市役所こども家庭課にて、生活保護受給者は福祉事務所（厚生援護係）にて特定資格証明書の交付を受け、これを定期券発売窓口に提出して通勤定期を購入します。

★問合せ先 お近くのJR

## 【預金利子非課税制度】

★問合せ先 各金融機関

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は証書を添えて金融機関へ申請すると、銀行、公債のそれぞれ元本350万円までの預貯金等の利子について所得税が非課税になります。

ただし、預貯金が最高700万円（マル優・特別マル優で各350万円）まで。

## 【所得税・住民税の所得控除】

★税務課（68-9751）

婚姻歴の有無にかかわらず、同一生計の子どもがいる方で、一定の要件を満たせばひとり親控除を受けることができます。

## 【交通遺児激励金等】

★危機管理課（68-9736）

交通事故によって父または母等を失った義務教育終了前及び高等学校在学中等の遺児（市内に住所を有する）に対し、激励金を支給します。

| 区分      | 単位    | 金額        |
|---------|-------|-----------|
| 幼児・小学生  | 1人につき | 20,000円／年 |
| 中・高校生など | 1人につき | 30,000円／年 |

## お住まいの支援について



## お住まいの支援について

市では、「人、街、自然すべてが学校。」を移住定住のコンセプトワードとして、市外の方が本市へ移り住んでいただけるように、また、市民の方が住み続けていただけるように、各種移住定住促進事業を実施しています。

### < 新築・中古住宅を取得したら >

#### 【瑞浪市清流の国ぎふ移住支援金交付事業】

令和4年4月1日以降に岐阜県外から市内に転入し、令和4年4月1日以降に住宅に係る建築工事請負契約又は売買契約を締結し市内で新築住宅や中古住宅を取得した39歳以下の2人以上の世帯の方に、50万円の支援金を交付します。

### < 家や土地をお探しの方に >

#### 【空き家・空き地バンク事業】

市内の空き家や空き地を市の窓口やホームページで紹介しています。それぞれの登録物件は、市と協定を結んだ市内の担当不動産事業者が交渉や仲介を行うため、安心して利用していただけます。

### < 市バンクで空き家物件を契約された方に >

#### 【空き家等改修補助事業】

空き家・空き地バンクの登録物件を成約した場合、居住部分の改修費用を予算の範囲内で最大100万円まで補助します。

詳しくは、移住定住ポータルサイト「いっしょに育つみずなみ」をご覧いただきか、シティプロモーション課（☎ 68-9272）までお問い合わせください。

その他困ったときは

## その他困ったときは

<給付・貸付・減免など>

### 【生活福祉資金の貸付】

★瑞浪市社会福祉協議会 (68-4148)

収入の少ない世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し経済的自立と生活の安定を図るため、各種資金の貸付を行っています。

ただし、他法他施策を優先します。

| 対象者  | 資金の種類   |
|--|---|
| 市内に居住される方で<br>①他からの融資を受けることが困難で所得が少ない世帯<br>②高齢者世帯<br>③障がい者世帯 | 総合支援資金、<br>福祉資金(緊急小口資金・福祉費)、<br>教育支援資金、<br>不動産担保型生活資金 |

原則、民生委員の意見書および保証人（1名）が必要です。

### 【高等学校就学準備等支援金】

★こども家庭課 (68-2115)

高校進学や就職にかかる負担を軽減するため、支援金を給付します。

#### ●実施内容

中学校3年生の児童一人につき 30,000円

#### ●申請手続きの方法

児童手当支払い口座に支給します。児童手当を瑞浪市以外から受給している場合は別途申請が必要になります。

### 【高等学校等就学支援金制度】

★在学中の高等学校

高等学校等就学支援金を支給しています。（所得制限があります）詳しくは在学中の高等学校にお問合せください。

## 【瑞浪市奨学金制度】

### ★教育総務課 (68-9831)

優秀な学力・資質を持ちながら、経済的理由で修学困難な高校生・大学生等を援助するものです。(返済の義務はありません)

支給額 高校生等 月額 1万円

大学生等 月額 3万円 入学時に20万円の一時金支給

\*応募資格、応募方法等については、教育委員会教育総務課へおたずねください。

## 【小中学校就学援助】

### ★各小中学校

市立の小学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由のために就学援助が必要な方に対し、学用品費や給食費など就学に要する費用の援助を行う制度です。

● 援助の内容 学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・給食費など

● 申請先 児童生徒が通学する学校

● 提出書類 申請書ほか(申請理由に応じた添付書類が必要)

申請書類は学校にあります。

## 【岐阜県子育て支援奨学金】

保護者の居住地が岐阜県内にある高校生で、3人以上子どもがいる世帯の第3子以降を対象に貸与する制度です。

貸与金額

● 貸与月額 無利息、卒業後10年以内に返還(年2回)

(公立) 自宅 ..... 18,000円

自宅外・通学費高額負担者 ..... 23,000円・28,000円

(私立) 自宅 ..... 30,000円

自宅外・通学費高額負担者 ..... 35,000円・40,000円

● 入学支度金 ..... 75,000円

★問合せ先 公立高校 岐阜県教育財務課

☎ 058-272-8734 (直通)

私立高校 岐阜県私学振興・青少年課

☎ 058-272-8240 (直通)

## 【日本学生支援機構】

### ★問合せ先 在学されている学校

高校から大学院までに在学している生徒・学生で成績が優れ、かつ経済的な理由で修学が困難である方に対して学費を給付または貸与する制度です。

進学前に奨学金の貸与を予約する制度と進学した学校で申請する制度があります。

## 【岐阜県選奨生奨学金制度】

### ★問合せ先

大学・公立高校 岐阜県教育財務課

☎ 058-272-8734 (直通)

私立高校 岐阜県私学振興・青少年課

☎ 058-272-8240 (直通)

学業が優秀であり、心身健全であって経済的理由により就学が困難な生徒または学生に対し、奨学金を貸与します。

● 対象者 高校から大学までの生徒・学生

## 【文化施設の入館料】

### ★スポーツ文化課 (化石博物館) ☎ 68-7710

市の文化施設は、高校生以下の入館料が無料となっています。文化や芸術にふれあう場を身近にすることで、子どもの健やかな成長を助け、安心して楽しめる学びの場を提供します。

● 対象施設 化石博物館・陶磁資料館・市之瀬廣太記念美術館

● 対象者 高校生以下

## <生 活 >

## 【生活保護】

### ★社会福祉課 (68-2112)

生活保護は生計を支えていた人が病気などで収入が少なくなったり、貯えがなくなつて生活が維持できないときに、その家庭の状況に応じて

必要な保護を行って、最低限度の生活を保障しながら一日でも早く自分たちの生活を自分たちで支えられるようにするための手助けをする制度です。厚生労働大臣の定める保護基準に基づいた最低生活費よりも世帯の収入が少ない場合、その不足分が支給されます。

### 【生活困窮者自立支援】

★瑞浪市社会福祉協議会 (68-4148)

仕事を探しているがなかなか見つからない、家計のやりくりに困っている家族や自身が引きこもりの状態になっているなど、普段の生活の困りごとについての相談を受けつけ、相談者の気持ちに寄り添いながらともに考え、問題を解決していくことを目指します。

### <施設>

#### 【児童養護施設】

★東濃子ども相談センター ☎ 23-1111 (内線 402)

災害や事故、親の離婚や病気、入院、不適切な養育（虐待）など、様々な事情により家庭で養育が困難な概ね 18 歳までの子どもたちが生活しています。児童養護施設では子どもたちの幸せと心豊かで穏やかな発達を保障し、自立支援をしています。

子どもたちは児童養護施設から保育所、小・中学校、高校などへ通っています。また、四季折々の行事や子ども会など地域の様々な活動にも参加しています。そのほか、短期入所生活援助・夜間養護事業も行っています。

#### 【乳児院】

★東濃子ども相談センター ☎ 23-1111 (内線 402)

親の死亡・行方不明・生活困窮や保護者の出産・傷病・看病・出張・虐待などにより、家庭で養育することができない乳児を養育する施設です。家庭の所得状況により費用負担があります。



### <相談窓口>

| 相談                      | 相談日  | 場所                | 問合せ先               |
|-------------------------|--|-------------------|--------------------|
| 身体障がい者相談                | 毎月第1月曜日<br>10時～12時                             | 保健センター<br>相談室     | 社会福祉課<br>68-2113   |
| 知的障がい者相談                | 4・10・1月の第3月曜日<br>7月の第2月曜日<br>10時～12時           | 保健センター<br>相談室     | 社会福祉課<br>68-2113   |
| 住宅修繕相談                  | 毎月第3水曜日<br>10時～15時                             | 市役所1階<br>市民相談室    | 都市計画課<br>68-9890   |
| 教育相談<br>(予約制)           | 毎週火・木曜日<br>13時～16時                             | 教育支援センター<br>(土岐町) | 教育相談室<br>67-3338   |
| 行政相談                    | 毎月第2月曜日<br>13時30分～16時                          | 市役所1階<br>市民相談室    | 市民協働課<br>68-9756   |
| 人権こまどりごと相談              | 毎月第3木曜日<br>13時30分～16時                          | 市役所1階<br>市民相談室    | 市民協働課<br>68-9756   |
| 弁護士による<br>法律相談<br>(予約制) | 毎月第1火曜日<br>10時30分～12時<br>毎月第3木曜日<br>13時30分～16時 | 保健センター<br>相談室     | 市民協働課<br>68-9756   |
| 結婚相談                    | 第1水曜、第2・4日曜日<br>10時～16時                        | ハートピア相談室          | こども家庭課<br>68-2115  |
| 心配ごと相談                  | 毎週月曜日(第5月曜日を除く)<br>13時30分～16時                  | ハートピア相談室          | 社会福祉協議会<br>68-4148 |
| 高齢者・障がい<br>者権利擁護相談      | 毎月第3木曜日  | ハートピア相談室          | 社会福祉課<br>68-2113   |
| 母子相談                    | 毎月第3水曜日<br>10時～15時                             | ハートピア相談室          | こども家庭課<br>68-9210  |
| 児童相談                    | 毎月第4水曜日<br>10時～15時                             | ハートピア相談室          | こども家庭課<br>68-9210  |
| 移動児童相談<br>移動母子相談        | 毎月第1水曜日<br>10時～12時                             | 陶児童館              | こども家庭課<br>68-9210  |
| 専門相談員による<br>消費生活相談(予約制) | 毎週火曜日<br>10時～16時                               | 市役所1階<br>市民相談室    | 市民協働課<br>68-9748   |
| 生活困窮に関する相談              | 月曜日～金曜日<br>8時30分～17時                           | ハートピア             | 社会福祉協議会<br>68-4148 |

| 相談窓口   | 相談内容                         |  |
|--|------------------------------|--|
| 岐阜県東濃保健所<br>☎ 23-1111  | 母子保健<br>面接・電話                | 女性健康支援センター・エイズの相談・心の健康相談   |
| 岐阜県女性相談センター<br>(配偶者暴力相談支援センター)<br>☎ 058-213-2131   | 女性相談<br>面接・電話                | 親族間、対人関係、DV等の女性の悩み   |
| 法務局 常設相談所<br>(全国共通人権相談ダイヤル)<br>☎ 0570-003-110  | 人権相談<br>面接・電話                | 暮らしの中での様々な問題、いじめ、差別(女性・部落)、体罰、外国人、家庭内など  |
| 日本司法支援センター<br>法テラス可児法律事務所<br>☎ 050-3383-0005<br>法テラス中津川法律事務所<br>☎ 050-3383-0068                    | 面接・電話                        | 法的トラブル全般   |
| 岐阜県母子寡婦福祉連合会<br>☎ 058-274-0494   | 悩み事相談<br>面接・電話               | 訪問<br>母子・寡婦の悩み事  |
| 岐阜家庭裁判所多治見支部<br>☎ 22-0698 (代)<br>22-0937 (ダイヤルイン)<br>多治見簡易裁判所<br>☎ 22-0698 (代)<br>22-0828 (ダイヤルイン) | 家事事件<br>受付相談<br>面接<br>電話予約不要 | ・審判事件(相続・失踪・後見人・養子縁組など)の申立手続<br>・調停事件(離婚・親権・子の監護・婚姻費用・養育費など)の申立手続<br>・その他、家裁が扱う事件の申立手続に関わるもの                                   |
| 公共職業安定所<br>ハローワーク多治見<br>☎ 22-3381  | 就業相談                         | 就職したい方に対し、職業相談、職業紹介ならびに求人情報の提供、技術を習得したい方に対し、職業訓練校の紹介をしております  |
| 岐阜県精神保健福祉センター<br>【受付】月曜日～金曜日<br>10時～16時<br>☎ 058-233-0119  | 電話相談                         | こころのダイヤル 119番<br>こころの健康全般に関する相談  |
| 警察安全相談室(相談:終日)<br>☎ 058-272-9110・#9110   | 電話相談                         | 警察で取り扱っている業務に関する総合的な相談窓口です   |
| 岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター<br>☎ 058-278-0858  | 面接<br>電話相談                   | こころのモヤモヤ話しませんか?<br>ひとりで悩まないで!<br>・一般電話相談・法律相談(面接)<br>・男性専門電話相談<br>・こころの相談(面接:女性限定)<br>・LGBT専門電話相談<br>詳細は「ぎふジョ!」HPにて<br>ご確認ください |

## お問い合わせ先一覧



### 市役所・コミュニティーセンター・小中学校

|                         |            |         |
|-------------------------|------------|---------|
| 瑞浪市役所                   | 上平町1丁目1    | 68-2111 |
| 日吉コミュニティーセンター           | 日吉町4039-2  | 69-2010 |
| 釜戸コミュニティーセンター           | 釜戸町2673-1  | 63-2005 |
| 大湫コミュニティーセンター           | 大湫町422-1   | 63-2360 |
| 陶コミュニティーセンター            | 陶町猿爪405-1  | 65-2111 |
| 稻津コミュニティーセンター           | 稻津町小里697-1 | 68-3201 |
| 健康づくり課(保健センター内)         | 上平町1丁目1    | 68-9785 |
| 瑞浪小学校                   | 北小田町1丁目66  | 68-4535 |
| 土岐小学校                   | 土岐町6451-4  | 68-4185 |
| 陶小学校                    | 陶町水上665-1  | 65-2029 |
| 稻津小学校                   | 稻津町小里371-1 | 68-3204 |
| 明世小学校                   | 明世町山野内1-40 | 68-2807 |
| 日吉小学校                   | 日吉町2370-1  | 69-2009 |
| 釜戸小学校                   | 釜戸町3007-3  | 63-2004 |
| 瑞浪中学校                   | 土岐町7790-1  | 68-4195 |
| 瑞浪南中学校                  | 稻津町小里456   | 68-3239 |
| 瑞浪北中学校                  | 土岐町973     | 68-4191 |
| 生涯学習課<br>(瑞浪市総合文化センター内) | 土岐町7267-4  | 68-5281 |

### 岐阜県関係機関

|             |                    |                |
|-------------|--------------------|----------------|
| 岐阜県東濃保健所    | 多治見市上野町<br>5丁目68-1 | 23-1111(内線361) |
| 東濃県事務所 福祉課  | //                 | 23-1111(内線271) |
| 東濃子ども相談センター | //                 | 23-1111(代)     |